

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

富山県、南砺市

## 2 構造改革特別区域の名称

舞台芸術特区 T O G A

## 3 構造改革特別区域の範囲

南砺市利賀村上百瀬地区

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢

南砺市は、平成 16 年 11 月 1 日に旧利賀村を含む 8 町村が合併して、新たに誕生した市であり、富山県の南西端に位置する。東に富山市、西に石川県金沢市、南に岐阜県飛騨市や白川村、北に砺波市や小矢部市と隣接し、山間部は、白山国立公園に指定され、優れた自然景観を有し、平野部は、豊かな水に恵まれた田園地帯に全国的にも珍しい「散居村」が広がっている。また、山間部に位置する「世界遺産五箇山合掌集落」は、全国的に広く知られている。

東西は約 26 k m、南北は約 39 k m で、面積が 668.86 k m<sup>2</sup> と琵琶湖に匹敵する広大な面積を有している。そのうち約 8 割が白山国立公園等を含む森林地帯であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発した庄川、小矢部川の急流河川が北流するなど、豊かな自然に恵まれている市である。

気候は、典型的な日本海式気候であり、冬は寒いうえに降水・積雪量が多く、特別豪雪地帯に指定されている利賀村地域は、山地性の気候であり、最深積雪量が 3 m を超えることも多く、南砺市のなかでも特に厳しい生活環境にある地域である。

利賀村地域が位置する「五箇山」は、旧利賀村に旧平村、旧上平村を併せた 3 村の地域を総称する呼び名である。3 村は、赤尾谷、上梨谷、下梨谷、小谷、利賀谷の 5 つの谷間に囲まれた集落からなっており、「五ヶ谷間」を音読して「ごかやま」と呼ぶようになったといわれている。

この五箇山地域は、平家落人伝説や優雅な民謡・民舞等を数多く伝え、合掌造り家屋など、その地形や気候の厳しさから、独特の生活文化圏を形成している。とりわけ利賀村は、道路事情等もあり、長い間不便な生活を余儀なくされてきた地域である。

上百瀬地区のある利賀村地域(旧利賀村)は、標高が 500m から 600m あり、南砺市の東南端

で富山市と岐阜県境に接する山深い地に位置し、まわりを 1,300m から 1,600m 級の急峻な山岳に囲まれ、県内では最も平野部から隔絶された典型的な奥山地域である。

本地域の面積は、177.58 k m<sup>2</sup>、東西約 11 k m、南北約 30 k m と南北に細長い地形であり、庄川と庄川支流の利賀川、そして神通川支流の山田川に注ぐ百瀬川の三つの深い谷に沿って、20 余りの集落が点在している。

富山県の主要都市である富山市、高岡市の中心部からは車で 1 時間余りを要し、ふもとの富山市八尾町、南砺市内の井波地域（旧井波町）へは、住民の重要な生活交通機関である市営バスが 1 日 2 便運行されている。

## （ 2 ） 過疎の村

利賀村の人口は、昭和 35 年には 3,126 人であったが、40 年代半ばには半減し、南砺市として合併した平成 16 年の 11 月時点では、945 人にまで激減し、現在もなお減少が続いている。

特に昭和 35 年から 45 年にかけて大きな人口減少をみたが、これは、本地域の主要産業であった林業が全国的に衰退した時期に合致すると共に、全国的な高度成長期の都市部への人口流出時期に重なっている。

本地域は、面積の 96% が森林で、耕地面積は 1 % と極めて僅かであり、さらには若者の就労の場がなかったことなどから、若年人口が都市へ流出したまま戻らない状況が続き、昭和 40 年前後は、いわゆる高度成長の時代ともてはやされながら、利賀村の住民の多くが将来に希望がもてず、離村が相次ぐ結果となったところである。

また、過疎化が進んだ原因の一つに、12 月上旬からの降雪により翌年 4 月まで残雪が残ること、積雪が平均 2 m 以上であり、場所によっては 3 m を超えることもある特別豪雪地帯であったことがあげられる。除雪体制が今日のように十分でなかったころは、平地との交通はたやすく途絶したことから、越冬物資を頼りに雪に耐えるという生活から逃れるため一家そろっての離村も多く、深刻な過疎化が進行した。本地域が、冬でも車が通れる道路を完成させたのは昭和 47 年である。

利賀村においても過疎化に手をこまねていることなく、幹線道路の改良及び除雪対策の促進、村営バスの運行、工場の誘致等のさまざまな対策を講じてきているが、その人口減少基調は止まらない現況にある。

利賀村では、昭和 47 年に、全国の過疎山村に先がけ、専門家等の助言を受けて深刻化する過疎化現象の歯止め策として「合掌文化村」構想を打ち出し、離村者の住まい（合掌造り家屋）がドライブインや民芸館用として次々と村外に買われていく動きに歯止めをかけるため、村自らが建物を買い上げ、上百瀬中村地区の村有地に移築した。

## （ 3 ） 利賀村と世界的演劇人との出会いと歩み

このような中、昭和 51 年 2 月に早稲田小劇場(昭和 59 年、SCOT[Suzuki Company Of Toga]と改称)を主宰する鈴木忠志氏が豪雪の村を訪れ、「合掌文化村」に移築された合掌造り家屋を見て「重厚な合掌造りは演劇創造の理想空間」と称賛した。過疎の利賀村と世界的な演出

家である鈴木氏との運命的な出会いであった。

同年、鈴木氏と氏が率いる早稲田小劇場が利賀村の合掌文化村一帯（富山県利賀村上百瀬地区…現在の利賀芸術公園一帯）を演劇活動の本拠地として東京から過疎の村へ場を移し演劇活動を始めた。

「東京一極集中では文化は枯渇していく。新たな可能性は地域にある。」との鈴木氏の考えからであった。当時の鈴木氏は、岩波ホール芸術監督としての活躍や、フランス政府主催の演劇祭に招待されてヨーロッパの演劇界に衝撃を与えるなど、既に世界的な存在であった。

この鈴木氏の活動により、多くの演劇ファンが利賀村を訪れることとなり、村民と劇団員との交流が盛んになるにつれ、村は、演劇活動を過疎対策と位置付け、積極的に取り組み、また、SCOTも文化的視野から村の過疎対策に協力するなど、村と劇団の関係は、過疎対策・芸術文化活動を共に進める関係に発展していった。

昭和 57 年、村では 6 度目となる新年を迎えた鈴木氏が、世界演劇祭の構想を村に打ちあげた。「一劇団の活動にとどまらず、利賀村から広く世界に通用する芸術・文化の発信を」という趣旨は村としても画期的なことだったが、この取り組みは、わが国初の試みであった。

そして夏、日本初の世界演劇祭の開催のため、(財)国際舞台芸術研究所（理事長鈴木忠志：県教育委員会許可）が設立され、「日本は東京だけでない、世界は日本だけでない、この利賀村で世界に出会う。」をスローガンに世界演劇祭「利賀フェスティバル 82」が開幕した。

アメリカ、イギリス、ポーランド、インド、ブータン、日本の 6 ヶ国から 12 劇団が参加し、国内はもとより世界から 1 万 3 千人の観客が訪れた。そして、成功裡のうちに終了し、村民にこの上ない満足感と、辺鄙な地でもこれだけの国際的イベントが出来るという大きな自信と誇りを与えた。

また、合掌造り家屋を改造し舞台芸術空間として生まれ変わった劇場「利賀山房」や、ギリシャ風「野外劇場」などを舞台に繰り広げられる質の高い舞台芸術は、国内外で高い評価を受け、過疎の村は世界各国からの劇団・観客で賑わい、『演劇の利賀』として一躍有名になった。以来 20 年余り、諸外国からは、「演劇の聖地」とまで言われるようになった。

この間「利賀フェスティバル」と同時に「スズキ・メソッド」という鈴木忠志氏が編み出した独自の俳優訓練法を教える「国際演劇夏期大学」やカリフォルニア大学と富山県との共同事業「UCSD サマースクール」など、多彩な演劇専門の国際人材育成プログラムが利賀村で実施されてきた。

#### （４）利賀芸術公園の設立と新たな展開

平成 6 年 7 月に竣工した合掌造り劇場「新利賀山房」の完成を機に、劇場などの県立化や通年利用などが検討され、その結果、平成 6 年 10 月にこの一帯は、富山県立の芸術公園として位置づけられ、以後演劇などの芸術文化活動の国内外における一大拠点となるよう整備活用が進められてきた。

平成 11 年、(財)国際舞台芸術研究所は、過疎の利賀村における芸術文化活動を通して、東

京一極集中という我が国の文化状況に対して、地域の可能性を示すという所期の目的を十分果たしたとして、21世紀を前に新たな飛躍に向けて解散した。

平成12年3月、新世紀の舞台芸術による地域振興をさらに推進する新たな財団法人として、自治省及び文部省の大臣許可を受けて、利賀村に主たる事務所を置き、(財)舞台芸術財団演劇人会議(理事長鈴木忠志)が設立された。

事業もこれまでの世界演劇祭「利賀フェスティバル」に代わり、日本初の「利賀演出家コンクール」や「利賀演劇塾」など舞台芸術の人材育成・発掘を主眼に置いた複数のプログラムを組み合わせた「利賀サマー・アーツ・プログラム」として新たな展開でスタートした。

平成16年11月、利賀村は合併し南砺市となった。当初、合併協議のなかで「利賀村」の名前は消える方向で協議されていたが、「世界ブランドとなった演劇の『利賀村』という村名を残してほしい」との村民や演劇を愛する多くの人々の熱い思いがかない、『利賀村』は、南砺市利賀村として存続することとなった。

平成17年8月、国内外の舞台芸術関係者等からの強い要望を受けて、世界演劇祭「利賀フェスティバル」が復活した。併せて、平成18年度から本格的に取り組むこととなる国際舞台芸術人材育成事業のプレイベントとして、ロシア人俳優をトレーニングする人材育成事業が展開された。

そして、平成18年8月に日露文化フォーラム( )を富山県で開催することが決定され、併せて開催される日露文化フォーラム関連事業が、平成17年11月の日口首脳の合意に基づき、全国で開催されることとなった「ロシア文化フェスティバル2006 IN JAPAN」の主要プログラムとして位置づけられた。

富山県と南砺市並びに(財)舞台芸術財団演劇人会議は、今後とも3者が連携協力のうえ、『利賀』が世界の演劇人が集う舞台芸術の拠点、地域振興の拠点として、さらなる飛躍を図られるよう積極的な取り組みを展開していくこととしている。

#### 日露文化フォーラム

2001年の鈴木忠志氏とプーチン大統領との会談が契機となり、日露の文化芸術の幅広い交流を促進しようとするロシア側の呼びかけにより2004年6月に設立。日露両国の文化交流を通じた相互理解を深めることを目的とする。綿貫前衆議院議長が代表を努め、両国の政治家や舞台関係者が委員を構成する。演出家鈴木忠志氏や文化庁長官などが日本側委員。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 法における『劇場』の位置づけ

南砺市利賀村は、世界演劇祭「利賀フェスティバル」の開催や、俳優訓練法スズキ・メソッドの本拠地として、国際的に「演劇の利賀」として知られ、世界一流の舞台芸術家が訪れる「演劇の聖地」である。

合掌造り家屋など利賀芸術公園固有の舞台芸術空間が、専門劇場として非常に高い芸術性を有していること、自然に恵まれた利賀村が、舞台芸術に関する深い思索とそれを表現する上で必要となる集中力を鍛えるに適した環境であること、などもまた、「演劇の聖地」と言われる所以である。

しかし、このような評価を受ける利賀芸術公園の劇場群であっても、全国に多数存在する多目的ホールや公会堂等の集会施設と同様に、防災上危険な場所として、火災予防対策を中心に、芸術性を考慮しない様々な法規制を受けている。これは、日本には諸外国のように「劇場」について積極的に社会的な価値を示す根拠法となる「劇場法」が存在しないことがその一因である。

#### (2) 舞台芸術専門劇場としての環境整備

このことから、富山県と南砺市では、利賀芸術公園の劇場群を「舞台芸術の創造・公演を行い、一般観客に提供し、舞台芸術創造に対する専門的支援を行い、舞台芸術の振興に資することを目的とする機関」と積極的に位置づけ、次の事業に取り組む「舞台芸術特区 TOGA」構想を推進するものである。

舞台芸術の企画、制作及び公演

舞台芸術に係る国際的な人材育成

舞台芸術に係る講演会、シンポジウム等の開催

舞台芸術に関する調査研究並びに資料・情報の収集及び活用

舞台芸術を通じた地域間交流・国際交流ほか

「舞台芸術特区 TOGA」においては、劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業の適用を受け、演出家等の専門家が創造能力を発揮できる舞台芸術専門劇場としての環境を整え、舞台芸術の創造、専門的支援を行う(財)舞台芸術財団演劇人会議と協働し、新たに国際舞台芸術人材育成事業を開始するなど、劇場の使命である舞台芸術の振興に取り組むこととする。

#### (3) 「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間

舞台芸術空間としての劇場には、舞台芸術専門劇場として高い芸術性を有し、

舞台芸術に関する深い思索とそれを表現する上で必要となる集中力を鍛える環境や

鑑賞者がより深い感動を享受する劇的な空間であること

が求められており、

その妨げとなる劇場に係る消防法等の様々な法規制の緩和を推進するものである。

これにより、舞台芸術家の自由な創造力にあふれる空間の実現を目指し、世界の一流の舞台芸術家たちが集い、自由に創造・発信を行い、専門的支援を受け、質の高い舞台芸術を観客に提供し、舞台芸術の普及を図る、「演劇の聖地」にふさわしい世界の舞台芸術の拠点づくりを行うものである。

そのことで、利賀芸術公園の魅力をいっそう高めるとともに、世界一流の舞台芸術家が集う世界の舞台芸術の拠点として『富山から世界に発信する一流の舞台芸術の振興』を図っていくものである。

#### (4) 「TOGAブランド」の国内外への発信

利賀村は、平成16年11月に合併し南砺市となった。このことにより、これまで村と二人三脚でやってきた利賀芸術公園のあり方の再構築が求められ、富山県と南砺市では、改めて両者の連携協力体制の強化を図り、本地域を地域振興の拠点の一つとして、さらなる飛躍を図っていく必要があると考えている。

そのため、全国でも初めての「芸術特区」である「舞台芸術特区 TOGA」構想により、「演

劇の利賀」を芸術分野での地域ブランドとして県民自身の再発見を促すとともに、県民が誇りを持てるステータスの高い世界のブランド「TOGA」として、国内外に広く発信していく。

#### (5) 地域の活性化

舞台芸術だけに留まらず、自然や文化、歴史などの恵まれた地域資源を活かし、茅葺伝統文化の保存継承事業など、関連の事業展開を進めることにより、ともすれば合併により一層過疎化が進み、活力が低下しかねない地域住民の「やる気」と「希望」を引き出し、地域の活性化を図る。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

#### (1) 世界の舞台芸術の拠点づくり

利賀芸術公園は、世界演劇祭「利賀フェスティバル」の開催や、俳優訓練法スズキ・メソッドの本拠地として、国際的に「演劇の利賀」として知られ、世界一流の舞台芸術家が訪れる地として定着し愛されている。この実績を活かし、さらに「演劇の聖地」にふさわしい舞台芸術空間の創造や、国際舞台芸術人材育成事業などに取り組み、世界の舞台芸術の拠点づくりを図るものである。

これにより、世界から一流の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として、利賀から、より質の高い芸術文化を世界に発信するとともに、グレードの高い国際交流の場としてのさらなる発展を目指すものである。

#### (2) ブランドイメージの確立

特区事業の推進により、世界から一流の舞台芸術家が集う世界の舞台芸術の拠点として、「演劇の利賀」を国内外に発信し、世界のブランド「TOGA」の確立を目指すものである。

また、拠点化を図るのみならず、積極的に利賀から、より質の高い芸術文化を国内外はもとより、県民向けにも提供することで、「演劇の聖地」利賀の県民の再発見を促すとともに、ブランドイメージを高め、県民の誇りともなることを目指す。

さらには日本の舞台芸術ブランドとしての「TOGA」のさらなる発展を目指すものである。

#### (3) 交流人口の増大

本地域は、世界演劇祭「利賀フェスティバル」や「利賀そば祭り」などの積極的な取り組みにより、観光客の入り込み数が40万人を超えることもあるなど、全国的には、観光による地域振興という面で、大いに成功した地域ではある。

しかしながら、現時点では市町村合併の影響が決して少なくないことが危惧されているところである。本地域内にある宿泊施設は民宿等が多く、キャパシティは約1,000人と地域の活性化のためには、今後ともより多くの観光客の受け入れが不可欠である。

本地域は、30年以上続く武蔵野市との姉妹都市交流や、グリーンツーリズムへの積極的な取り組み、演劇を通じたギリシャのデルフィ市やそば文化を通じたネパールのツクチェ村との国際交流などにより、地域の活性化や交流人口の拡大のポテンシャルを多く持つ地域である。

特区事業の推進により、他の地域にない特色をより一層強化し、演劇祭等の公演日数の増加・

演劇人の長期滞在・交通問題の解消など、地域と連携した取り組みをさらに強化していくことで、今後一層の交流人口の増大を目指すものである。

(4) 伝統文化の保存と継承による地域の活性化

地域振興の拠点として、合掌造り家屋などの伝統文化の保存継承活動を通じて、地域の活性化の取り組みが始まっている。地域の茅葺伝統文化の保存継承のみならず、材料となる茅生産の地場産業化を通じて地域の活性化を目指すものである。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増

- ・ 国際舞台芸術人材育成事業や演劇祭、日露文化フォーラム等の事業展開により、利賀芸術公園事業への参加者や観客など、交流人口の増大が期待される。
- ・ また、利賀芸術公園施設や周辺施設を活用した人材育成事業の展開により、宿泊者の増大が期待される。

	現在	18年度目標	20年度目標
利賀芸術公園事業への参加者数(年間)	約800人	900人	1,000人
うち外国人参加者数	6カ国約80人	100人	150人
利賀芸術公園入園者数(年間)	約20,000人	22,000人	25,000人
利賀芸術公園事業観客数(年間)	約10,000人	11,000人	13,000人

(2) 施設の活用

- ・ 劇場施設の利用の円滑化による利用日数の増が期待される。また、事業展開の拡大により、周辺遊休施設の有効活用の促進が期待される。

	現在	18年度目標	20年度目標
利賀芸術公園施設のべ利用日数(年間)	約120日	130日	150日
周辺遊休施設の活用数	0施設	1施設	3施設

(3) 文化による地域の活性化

- ・ 「演劇の利賀」で世界一流の舞台芸術事業を展開することにより、国内外に世界のブランド「TOGA」としての発信が可能となる。
- ・ また、県民の誇りとしての再認識を図るとともに、世界一流の舞台芸術に触れる機会を県民に提供することが可能となる。

	現在	18年度目標	20年度目標
全国的に又は国際的に誇れる文化としての県民認識	20.0%	30.0%	50.0%
舞台芸術の普及教育事業への県内中高校生の参加者数	300人	400人	600人

#### (4) 地域資源を活かした産業活性化

- ・ 周辺地域も含めた地域観光の活性化

	現在	18年度目標	20年度目標
旧利賀村一帯の観光客数（年間）	約 21 万人	22 万人	23 万人
南砺市の観光客数（年間）	約 280 万人	290 万人	300 万人
旧利賀村一帯の宿泊客数（年間）	約 5 万人	5 万人	5 万人

- ・ 茅資源活用による地域の産業の再生

	現在	18年度目標	20年度目標
茅の生産量	2,000 束	3,000 束	5,000 束

- ・ 地域のマンパワー活用による地元の活性化

	現在	18年度目標	20年度目標
特区事業への住民協力・参加者数	約 50 人	60 人	80 人

## 8 特定事業の名称

### 4 1 1 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 世界演劇の拠点づくり

- ・ 演劇の聖地にふさわしい舞台芸術空間づくり

利賀芸術公園においては、演劇の聖地にふさわしい劇場として、芸術性をより高めるため、劇場における避難誘導灯に関する基準の特例適用を受けて、劇場内の誘導灯について代替措置をとる。

これにより、舞台芸術家の自由な創造力にあふれる空間の実現を目指し、世界の一流の舞台芸術家たちが集い、自由に創造・実践活動や、発信を行える環境を整える。

また、鑑賞者の立場からもより深い感動を享受することのできる劇的な空間の創造を目指す。

- ・ 国際舞台芸術人材育成事業

利賀芸術公園のこれまでの舞台芸術における世界的な実績を活かし、利賀に主たる事務所を置く全国法人である(財)舞台芸術財団演劇人会議と協働し、全国でも初めての国際舞台芸術人材育成事業に取り組み、世界に誇る俳優訓練法スズキ・メソッドを学びに世界の舞台芸術家が集い、自由に創造・実践活動を行う世界演劇の拠点として世界に発信する。

また、国際的なコンクールである「利賀演出家コンクール」を開催し、21世紀の舞台芸術をリードする人材の支援・顕彰を行い、才能ある演出家を発掘しその活動を支援する。



- ・世界的な舞台芸術の公演事業

昭和57年から平成11年まで開催され国際的に高い評価を得た「世界演劇祭利賀フェスティバル」を国内外の強い要望を受け復活させ、(財)舞台芸術財団演劇人会議と協働し、今後さらに「世界演劇の聖地」の演劇祭にふさわしい世界一流の舞台芸術家や劇団を招聘・上演し、利賀から世界の舞台芸術を発信する。

また、平成18年度には、「日露文化フォーラム」を開催し、利賀芸術公園一帯を世界の舞台芸術の拠点として、国内外に強力にアピールする。

これらの事業を積極的に支援し、世界一流の舞台芸術家が自由に集い、創造し、研鑽し、発信する、舞台芸術に関する世界演劇の拠点を創造する。

## (2) 地域振興の拠点づくり

- ・舞台芸術の普及・教育事業

青少年舞台芸術鑑賞会の開催や高校生の演劇講習会、学生ワークショップなど、これまで行ってきた事業をさらに拡大し、明日を担う青少年への舞台芸術の普及・教育活動についてもさらなる充実を図っていく。

- ・茅葺伝統文化の保存継承事業

利賀芸術公園特有の合掌造りを活かした劇場や施設群は、舞台芸術空間として活かされるだけでなく、地域と連携し、茅葺屋根の葺き替えや茅場の造成を行うことにより、地域の茅葺伝統文化の保存継承にも活かされている。近い将来、地場産業としての発展の可能性も高く、伝統文化の保存とともに、地域の産業の再生・活性化、産業振興につなげたいと考えている。

## (3) その他

- ・富山県南砺市は、世界遺産の相倉・菅沼合掌集落など魅力的な観光資源や伝統文化を豊富に有する地域である。また、富山県は、雄大な立山など世界に誇れる観光資源が豊かな地域である。これら周辺地域も含めた、富山ならではの資源を活かした広域観光、国際観光を推進する。
- ・プロジェクト推進には、新たなハード整備よりも既存の公共施設等の利用促進や周辺遊休施設の有効活用に重点を置く。また、事業運営には、地元民宿や商工会、NPOなど、地域のマンパワーの結集を求め、地域の活性化を図る。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

4 1 1 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の劇場施設及びその設置者（富山県、南砺市）

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

劇場等の事業を特区内で行う場合、誘導灯及び誘導標識の設置については、平成 17 年 12 月 5 日付け消防予第 360 号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。これにより、国内外に知られる、利賀芸術公園の合掌造り劇場の芸術性をさらに高めるため、「舞台芸術特区 T O G A」において、避難階における避難口に設置義務のある誘導灯について、芸術性を考慮した照明器具をもって代替するものとする。

舞台芸術空間としての劇場は、舞台芸術専門劇場として高い芸術性を有し、舞台芸術に関する深い思索とそれを表現する上で必要となる集中力を鍛える環境であることが必要であり、その妨げとなる劇場内の誘導灯について、代替措置をとるものであり、舞台芸術家の自由な創造力にあふれる空間の実現を目指し、世界の一流の舞台芸術家たちが集い、自由に創造・実践活動や、発信を行える環境を整えるものである。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### （1）規制の特例措置の必要性

利賀芸術公園の劇場においては、舞台芸術に関する深い思索とそれを表現する上で必要となる集中力を鍛える環境や、鑑賞者がより深い感動を享受する劇的な空間であることが求められる。

また、利賀芸術公園の合掌造り劇場等の舞台芸術空間においては、一般的な多目的ホール等とは違い、舞台芸術のみならず、劇場そのものも芸術であり、その舞台芸術空間において入場時から観客の視界に入る誘導灯は、舞台芸術作品を鑑賞する観客だけでなく、作品を創造し披露する舞台芸術家たちにも違和感を与え、芸術性の高い劇場にはそぐわないという声もある。

当該規制の特例措置により、「誘導灯及び誘導標識」の設置及び維持に係る規定を適用しないことができるとする前述のガイドラインが適用されるので、芸術性の高い舞台芸術空間づくりを進め、世界の舞台芸術の拠点づくりを推進する上からも、当該特例措置の適用が必要である。

## (2) 特例措置の内容

次の(ア)から(オ)までの全ての要件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該劇場等の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1号に規定する避難階という。以下同じ)における避難口に係る誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

- (ア) 当該避難階の床面積が500㎡以下であり、かつ、客席部の床面積150㎡以下であること。
- (イ) 客席部に直接面する避難口を2以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見とおし、かつ、識別できるとともに、歩行距離20m以下であること。
- (ウ) 劇場等の屋外に避難した在館者が当該劇場等の開口部から3m以下の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。
- (エ) 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具(非常電源付)を客席部に面する避難口全てに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。
- (オ) 上映前等に係員から在館者に面して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。

## (3) 特例措置を適用できる対象物

特区内の劇場・・・新利賀山房、利賀山房、利賀スタジオ

### 新利賀山房

日本最大規模の合掌造りの劇場である。三方から見る客席配置は、能舞台に近い。舞台から客席最後部まで約6.6mという近距離で、俳優の動きが身近に感じる劇的空間となっている。



### 利賀山房

村内の合掌造りを移築し、劇場として改造したもの。<明>の空間をイメージしたホール棟と黒っぽい舞台と露出された柱で作りだされる<闇>の雰囲気漂う劇場内。その両者が融合することで、役者との迫力ある体験が得られる。



### 利賀スタジオ

八角形の特徴ある劇場内部は、音楽、演劇など多目的に利用することができる。



(4) 特例措置を適用できる消防用設備等

誘導灯及び誘導標識


(5) 規制の特例措置に係る要件適合性

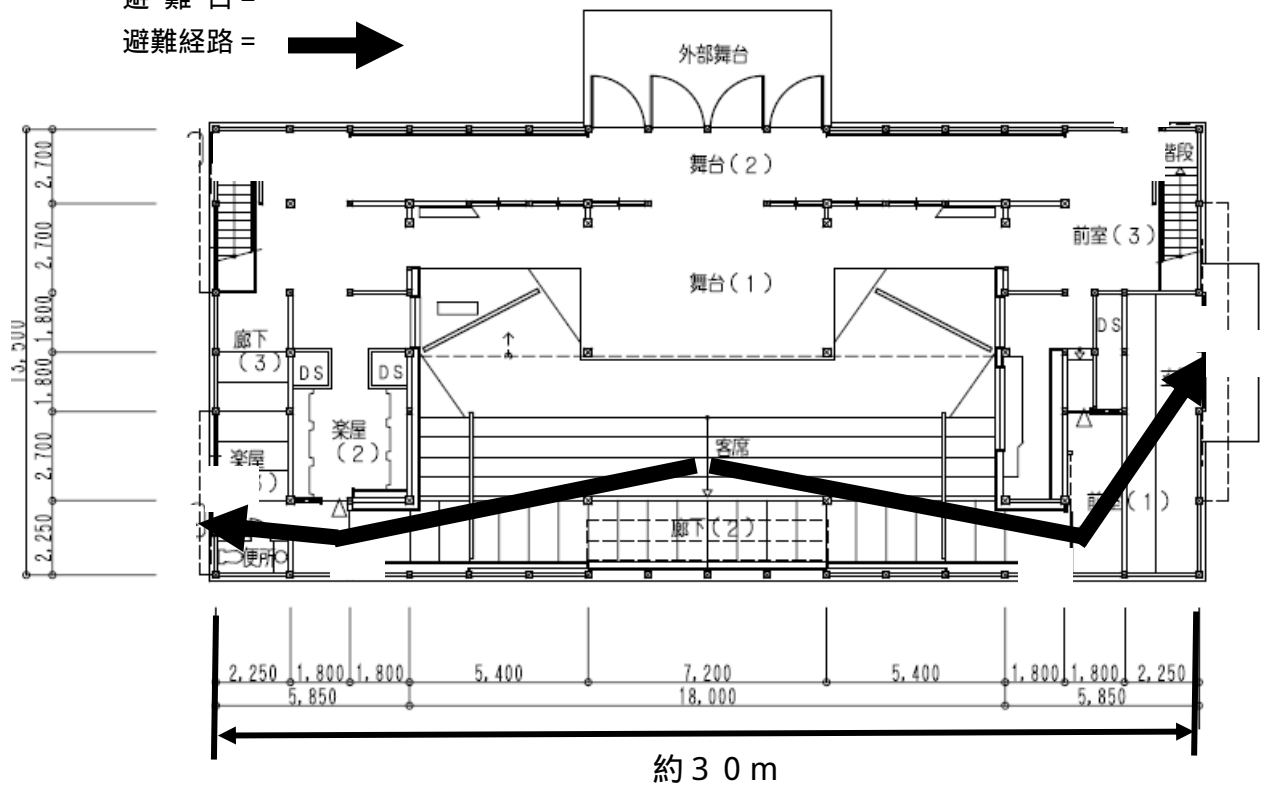
特例措置の適用のための次の(ア)から(オ)までの全ての要件に該当するものであり、劇場等の避難階における避難口に係る誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。

要件等		新利賀山房	利賀山房	利賀スタジオ
ア	避難階床面積	500 m <sup>2</sup> 以下	400.9 m <sup>2</sup>	274.6 m <sup>2</sup>
	客席面積	150 m <sup>2</sup> 以下	135.3 m <sup>2</sup>	97.5 m <sup>2</sup>
イ	避難口数	2以上	2	2
	歩行距離	20m以下	19.4m	11.9m
ウ	劇場の開口部からの避難	3m以内の部分を通ることなく安全な場所に避難可能		
エ	出入口の照明器具設置	自動火災報知設備の感知器作動と連動し、手動点灯可能な十分な明るさの照明器具(非常電源付)を設置		
	上演中の係員の常駐	対応可能		
オ	上演前等の案内	案内可能		

誘導灯設置箇所例(新利賀山房) ~

避難口 =

避難経路 = 



### 誘導灯代替照明について

形 状・・・表面のパネルは、周囲の素材や色を同じもの（黒の木目）にして、直径5mmの穴を開けLEDを取り付ける。

機 能・・・LED照明は、観客から十分に認識できる輝度にする。またパネルの真下にもLEDを付け足元を照らすことができるようにした。非常用電源を観客から見えない場所に設置し、停電時にも機能する。

点灯動作・・・通常は、消灯しているが、自動火災報知機と連動して点灯する。また、劇場照明操作室より手動で点灯、消灯できる。

